

## 【法人新規口座開設お取引時の確認に関するお願い】

最近、法人口座を悪用した各種詐欺等の犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。また、金融庁より「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策」の取り組みが全国的に求められております。

当金庫では、このような金融犯罪を未然に防止するため、法人口座を新規に開設されるお客さまに、下記の事項について確認しております。

お客さまにはご不便、お手数をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

ご確認させていただく事項	お持ちいただく書類（原本をお持ちください） ご提示いただいた書類等は、確認作業のためコピーをとらせていただきます。
① 名称、本店または主たる事業所の所在地	○履歴事項全部証明書 ○印鑑登録証明書 等 発行後6か月以内のもの
② 来店される方の方名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○個人番号カード 等 の顔写真付き公的資料
③ 来店される方が法人のために取引の任にあたっていること。	○履歴事項証明書（来店される方が代表権のある役員の場合） ○当方から当該法人さまへ、電話・訪問などにより確認をさせていただきます。
④ 事業内容	○登記事項証明書 ○定款の写し ○決算関係書類 ○主たる事業の許認可証 等
⑤ 取引を行う目的	○お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥ 実質的支配者の氏名・住所・生年月日・外国PEP等の確認等	○お客さまの申告により確認させていただきます。 ※実質的支配者とは、法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。 ※実質的支配者やそのご家族さまが、外国政府等において重要な公的地位にあるか等を確認させていただきます。 ○必要に応じ、実質的支配者リスト、法人税申告書における別表二（同族会社等の判定に関する明細書）をお願いする場合があります。

○上記以外にも、確認書類の追加をお願いする場合があります。

○別にお届け印等、必要になりますので当金庫HP「口座開設のご案内」を確認ください。

### ◎ご留意事項

- ・口座開設のお手続きには数日かかります。（お申込内容により、さらに日数を要する場合があります）。  
また、必要に応じて事業所への訪問、代表者、実質的支配者の方との面談をお願いすることがあります。
- ・お申込みにお応えできず、口座開設をお断りする場合があります。
- ・ご提示いただいた書類等のコピーは返却いたしません。
- ・口座開設時に確認させていただいた内容については、今後も継続的に確認させていただきます。

以 上